

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 6 年 5 月 8 日

福島県子ども・青少年政策課長

公告日	令和 6 年 4 月 2 4 日
委託件名及び数量	委託件名 結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査業務 数 量 一式
質 問 事 項	
<p>1 調査期間に関して、何か月間を想定されておりますでしょうか。</p> <p>2 一人の調査対象者に対して、同一 ID の調査依頼文と督促状兼礼状を送付する必要があると思いますが、市町村から発送する調査依頼文に関しては対象者と ID をどのように管理される予定でしょうか。</p> <p>3 市町村から調査依頼文を郵送する“ウ”の市町村に関して、督促状兼礼状の発送作業は調査依頼文と同様、市町村で行うのでしょうか。あるいは、市町村から名簿を頂き、受託者で行うのでしょうか。</p> <p>4 督促状兼礼状に関して、圧着はがきではなく普通のはがきで問題ないでしょうか。</p> <p>5 速報に関して、どのような内容を想定されておりますでしょうか。集計表の提出のみ、あるいはグラフやコメントの作成が必要でしょうか。</p> <p>6 成果品に関して、図表はすべての設問、クロス集計に対して作成する想定でしょうか。</p> <p>7 成果品に関して、結果報告書のページ数、コメントの有無、自由記述の扱い等、どのような内容を想定されておりますでしょうか。</p>	

回 答 事 項

- 1 調査期間につきましては、概ね令和6年5月中に調査依頼文を発送、各調査対象者の回答期限を6月末から7月上旬までとし、7月15日までに集計を完了させるスケジュールを想定しておりますので、期間としては2か月程度を予定しておりますが、具体的な作業スケジュールについては別途御相談させていただきます。
- 2 受託業者から送付する分（別紙標本数内訳における「ウ」以外の市町村）については、督促状兼礼状にID等を印字する必要から、調査対象者とID等を紐付けて管理していただく必要がございますが、市町村から送付する分（別紙標本数内訳における「ウ」の市町村）については上述の管理が難しいため、受託業者から当該市町村へID等を印字した標本数分の調査依頼文を送付するのみとし、上述の管理は要しないものとします。
- 3 「ウ」の市町村から調査依頼文を送付した調査対象者への督促状兼礼状の発送作業については、調査依頼文と同様に、標本数分の督促状兼礼状を受託業者から当該市町村に送付し、当該市町村から各調査対象者へ送付します。
なお2で回答したとおり、当該市町村から調査依頼文を送付した調査対象者についてはID等と紐付けた管理は基本的に行わないことから、当該市町村に送付する督促状兼礼状にはID等の印字は不要とします。
- 4 督促状兼礼状は普通のはがきでも問題ありません。
- 5 速報の時点では、ローデータ及び集計表の提出のみとし、グラフ・コメント等の作成は求めません。
- 6 図表等はすべての設問について作成していただきます。
- 7 結果報告書の内容につきましては、令和元年度に当課で実施しました「少子化・子育てに関する県民意識調査」の報告書程度の内容を想定しております。下記URLにて報告書を公表しておりますので、詳細はこちらを御参照ください。

【参考：少子化・子育てに関する県民意識調査報告書】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/346082.pdf>